

第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 概要版

計画策定の趣旨

(第1章)

ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため第4次計画を策定。

計画の位置づけ

(第1章)

位置づけ
母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和2年厚生労働省告示第78号）」を踏まえた、同法第12条に定める自立促進計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間

現状と課題

※第2章（アンケート調査からみる枚方市のひとり親家庭等の実態）、第3章（第3次計画の主な取り組みと第4次計画に向けて）及び第5章（第4次計画における主な課題）より抜粋

＜現状＞

- ひとり親は、子育て・生計などを一人で担っており、悩みを相談する機会を持ちづらい傾向
- 生活支援等の各種制度や相談窓口の認知度が低い
- ひとり親になった直後に母子家庭では63.4%の人が転居をしており、家賃が高いこと等について悩みを抱える方が多い
- ひとり親家庭の子どもの貧困率は48.1%と厳しい状況（平成30年国民生活基礎調査）

＜課題＞

- 多様な保育ニーズに対応できる弾力的な保育サービスの推進
- 積極的な情報提供と切れ目のない支援
- 子どもの視点に立った、育ちへの支援

＜現状＞

- ひとり親の8割以上は就業しているが、母子家庭では、非正規雇用の割合が高く（パート・アルバイトが37.2%）、年間就労収入は「100万円未満」が母子家庭では22.2%、父子家庭では16.7%
- 仕事をするために何らかの資格を有する場合のひとり親家庭における正規雇用率は高い

＜課題＞

- 安定した就業につなげる技能・資格取得の支援や学び直しの支援
- 職業紹介機関等との連携の強化や就業機会の創出
- 子育てと就労・就学の両立の支援
- ワーク・ライフ・バランスの推進

＜現状＞

- 何らかの形で養育費の取り決めをしている母子家庭は46.3%であるが、現在も受け取っている人は26.8%と少ない状況
- 養育費の取り決めを公正証書により行った場合の受け取り率は高い
- 面会交流の取り決めをした人は母子家庭で31.5%、父子家庭で19.3%と、養育費同様に少ない状況

＜課題＞

- 子どもの健やかな成長の観点から、養育費・面会交流の取り決めの必要性についての広報・啓発の推進
- 養育費の取り決めから履行の確保までの継続的かつ総合的な相談支援

＜現状＞

- 生活状況について苦しいと答えた割合は、母子家庭で66.5%、父子家庭では70.2%にのぼり、年間総収入では「200万円未満」が母子家庭で41.1%、父子家庭26.8%と厳しい状況
- 子どもに希望する進学先は「大学」が最も多く、教育・進学（経済的理由）について悩みを抱える割合も高い

＜課題＞

- 生活の安定と向上や子育てに必要な経済的支援制度の実施
- 経済的支援の諸制度についての積極的な情報提供

＜現状＞

- 母子家庭の6.9%、父子家庭の20.9%、寡婦の4.5%が、困ったときの相談先がないと回答
- 仕事と家事、子育てをひとりで行う状況から、病気等の緊急時に不安を感じたり、子どもと十分に接することができないことを悩む人が多い

＜課題＞

- 悩みに寄り添い、きめ細やかに対応できる総合相談体制と積極的な情報提供
- すべてのひとり親家庭等が暮らしをいきいきと、心豊かに送れるための取り組み
- 家族の多様性と個人が尊重されるまちづくり

基本理念 (第4章)

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

基本的な視点 (第4章)

②積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

①ひとり親家庭等の人権の尊重

③ひとり親家庭等の生活の安定と向上

④子どもの健やかな育ち

施策目標と施策の推進方向 (第5章)

計画の進行管理 (第6章)

計画に基づく取り組みの実施状況については、以下の「4つの取り組み指標」を設定し、効果を検証します。そのうえで、枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において確認・評価を行い、公表します。

増加

【指標1】

ひとり親家庭等相談窓口（子どもの育ち見守りセンター）の認知度

【指標2】

養育費にかかる取り決めをしている方の割合

【指標3】

現在の生活状況について「苦しい」または「大変苦しい」と答えた方の割合

【指標4】

「困ったことがあるとき相談する相手」について「相談先がない」と答えた方の割合

減少

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

＜施策の推進方向＞

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

＜主な取り組み内容＞

- ・延長保育、一時預かり等の多様な保育サービスの推進
- ・身近な地域で気軽に相談できる環境の充実及び訪問相談事業等を通じた、積極的な情報提供と早期からの支援
- ・家庭生活支援員の派遣やファミリー・サポート・センターの利用促進
- ・生活基盤確保のための住宅支援等の検討
- ・子どもの学習支援や地域での居場所づくり
- ・子どもが利用しやすいツールを用いた相談窓口の検討 など

2. 就業支援の推進

＜施策の推進方向＞

- (1) 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

＜主な取り組み内容＞

- ・就業に向けた資格取得への給付金の支給
- ・ライフプランニングのための相談支援や講習会の実施
- ・母子・父子自立支援員による就業相談
- ・ハローワーク等と連携した就業相談や情報提供
- ・ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動 など

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

＜施策の推進方向＞

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

＜主な取り組み内容＞

- ・法律相談の実施
- ・男女共同参画啓発事業（離婚を考える女性のための法律講座等）の実施
- ・養育費の取り決めから履行等総合的な相談支援体制の整備
- ・養育費の履行確保に向けた支援策の推進
- ・養育費、面会交流の取り決めの広報・啓発活動 など

4. 経済的支援の充実

＜施策の推進方向＞

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

＜主な取り組み内容＞

- ・児童扶養手当の給付
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ひとり親家庭医療費助成の実施
- ・保育所保育料等の軽減
- ・子どもの就学に必要な費用の援助
- ・児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- ・広報、市ホームページ等による情報提供 など

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

＜施策の推進方向＞

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

＜主な取り組み内容＞

- ・関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備
- ・母子・父子自立支援員による相談
- ・親子で参加できる体験、交流の機会の提供
- ・地域におけるひとり親家庭等の見守り、支え合いの取り組み支援
- ・ICTの活用等による新たなつながりの構築 など